

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金に関する事務
②事務の概要	目黒区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱に基づき、私立幼稚園等に通う園児の保護者の保育料等の負担軽減のため、保護者に対して補助金交付事務を行っている。補助金交付における区市町村民税額を用いた階層判定等の算定事務において特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	私立幼稚園システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
私立幼稚園保護者補助金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表12の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 実施しない。 【情報照会】 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者部子ども若者課
②所属長の役職名	子ども若者課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども若者部子ども若者課子育て支援係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者部子ども若者課子育て支援係 電話番号(直通):03-5722-9892

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・マイナンバーを利用した情報連携を行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認している。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用に関する条例(平成27年9月目黒区条例第27号)第3条及び別表第12の2の項	・番号法第9条第2項 ・目黒区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表11の項	事前	
令和7年1月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	
令和7年1月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	
令和7年1月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えら れる対策	—	(項目新設)	事後	
令和7年1月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	(項目新設)	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署	①部署 子育て支援部子育て支援課 ②所属長の役職名 子育て支援課長	①部署 子ども若者部子ども若者課 ②所属長の役職名 子ども若者課長	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	子育て支援部子育て支援課子育て支援係	子ども若者部子ども若者課子育て支援係	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	子育て支援部子育て支援課子育て支援係	子ども若者部子ども若者課子育て支援係	事後	